ローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載するとともに、第二号様式記載上の注意⑫ａ（(a)を除く。）及びｂに準じて記載すること。

⑽　経営上の重要な契約等

［ａ・ｂ　略］

ｃ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下ｃにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｄ　［略］

⑾　［略］

⑿　［略］

⒀　主要な設備の状況

ａ　最近事業年度末（⑯の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業部門別又は地域別に一括して記載することができる。

ｂ　［略］

⒁　［略］

⒂　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

ｃ　［略］

⒃　財務諸表

第二号様式記載上の注意⑹から⑿までに準じて記載すること。

⒄　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。

⒅　その他

第二号様式記載上の注意⑭に準じて記載すること。

⒆　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意⑮に準じて記載すること。

⒇　提出会社の親会社等の情報

ローの状況について、前年同期（前中間会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載するとともに、第二号様式記載上の注意⑫ａ（(a)を除く。）及びｂに準じて記載すること。

⑽　経営上の重要な契約等

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

ｄ　［同左］

⑾　［同左］

⑿　［同左］

⒀　主要な設備の状況

ａ　最近事業年度末（⑯の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業部門別又は地域別に一括して記載することができる。

ｂ　［同左］

⒁　［同左］

⒂　経理の状況

ａ　［同左］

ｂ　財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

また、最近２事業年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について第 19 条第２項第９号の４の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ⑵から⑹までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

ｃ　［同左］

⒃　財務諸表

第二号様式記載上の注意⑹から⑾までに準じて記載すること。

⒄　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意⑿に準じて記載すること。

⒅　その他

第二号様式記載上の注意⑭に準じて記載すること。

⒆　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意⑮に準じて記載すること。

⒇　提出会社の親会社等の情報